

様式第14(第18条第3項関係)

経産第 512 号  
平成 29 年 3 月 1 日

大規模小売店舗の届出に対する意見について (通知)

大和ハウス工業株式会社  
代表取締役 大野 直竹 様

横浜市長 林 文子



平成 28 年 8 月 15 日付けで届出のあった次の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 18 条第 1 項の規定により、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案したところ、意見を有しませんので通知いたします。

同法第 8 条第 5 項の規定により、この通知の日をもって、同法第 5 条第 4 項及び第 6 条第 4 項の規定は、適用されないこととなります。

なお、届出のあった大規模小売店舗については、同法第 10 条、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるとともに、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称：(仮称) オークー新子安店  
所在地：神奈川県新子安一丁目 31 番

2 法第 5 条第 1 項の規定による届出にあっては大規模小売店舗の新設をする年月日、法第 6 条第 2 項の規定による届出 (附則第 5 条第 1 項及び同条第 3 項による届出を含む。) にあっては当該届出の内容及び届出事項の変更をする年月日  
大規模小売店舗の新設をする年月日：平成 29 年 4 月 16 日

3 その他

付帯事項

開店後、周辺環境の変化に応じて、関係機関と協議の上、交通安全等の必要な対策を行ってください。

【担当】 経済局成長戦略推進部産業立地調整課  
阿部 電話：671-2598